

2025 年度
労働図書館 企画展示 第 2 会期

最低賃金法の 歴史



— 当館所蔵資料より —

労働政策研究・研修機構 労働図書館

労働図書館 2025 年度企画展示 第 2 会期

「最低賃金法の歴史 ―当館所蔵資料より―」

ごあいさつ

働くすべての人に賃金の最低額（最低賃金額）を保障する

「最低賃金制度」。

「最低賃金法」の成立までの経緯と変遷、労働政策研究・研修
機構 藤村博之理事長が会長を務める現在の中央最低賃金審議
会の記事などを、当館所蔵資料からご紹介いたします。

この機会にどうぞご覧ください。

会期延長：2026 年 4 月 1 日（水曜）

～2026 年 9 月 18 日（金曜）

開館時間：平日 9 時 30 分～17 時

第 1 展示：最低賃金法の歴史

国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度「最低賃金制」。

日本初の「最低賃金法」は、政府レベルでの検討が始まって 9 年目、法案としては第 31 回国会で 1959 年（昭和 34 年）4 月 7 日に成立した。

その後、1968 年（昭和 43 年）6 月 3 日に改正、さらに 2007 年（平成 19 年）11 月 28 日に改正を重ねた。

「最低賃金法」成立までの経緯とその変遷について、当館所蔵の資料を紹介しながら概観する。

●『友愛会の組織と其内情』東京日日新聞社編

東京刊行社発行（1921 年 3 月）複製本【366. 629/yua】

東京日日新聞社が創立 8 年目を迎えた友愛会について、そのなりたち、方針、組織等について綿密に取材したもの。監修者として東京帝国大学・吉野作造教授、慶應義塾大学・堀江帰一教授、早稲田大学・北澤新次郎教授が名を連ねている。

友愛会は鈴木文治ら 15 名の会員により 1912 年 8 月 1 日に創立。キリスト教の精神を基盤とし、労働者の地位の改善を図る労働者自身の団体として組織された。

友愛会の「綱領、主張、宣言」（p. 32-38）には「主張」20 項目が示されており、4 項目目に「最低賃金制度の確立」とある。

●『写真でみるメーデーの歴史』法政大学大原社会問題研究所編

労働旬報社発行（1979 年 4 月）【366. 6/sha】

1920 年（大正 9 年）5 月 2 日の日曜日、東京・上野公園にて第 1 回メーデーが行われた。友愛会の鈴木文治会長が開会を宣言し、同主事松岡駒吉、信友会の野村孝太郎が宣言、決議を朗読した。決議は以下の 3 項目であった。

一、吾人は悪法治安警察法第十七条の撤廃を要求す

一、吾人は恐慌来に際し失業の防止を要求す

一、吾人は人間としての生活を保護する最低賃銀法の設定を要求す

第 1 回メーデーの宣伝ビラ写真掲載。

スローガンは「失業防止」「治警撤廃」「最低賃銀」。

●『最低賃金の問題点と業者間協定』労働大臣官房給与審議室編

日刊労働通信社（1957 年 5 月）【366. 44/sai】

最低賃金法が成立したのは 1959 年（昭和 34 年）。先立つこと 3 年前に、労働省は「給与審議室」を設けて研究を開始するとともに、労公使各界の代表者を委員とする労働問題懇談会において検討を重ね、中央賃金審議会を再開。地域別、業種別に業者間の自主的協定による最低賃金方式を、可能な産業に導入することとした。

1957 年（昭和 32 年）当時の業者間協定方式構想の背景と、その実施方法および諸外国における最低賃金制実施の状況をまとめたもの。

当時の具体例として P. 75-82 に「静岡罐詰協会における初給賃金協定の実情」があげられている。

1956 年（昭和 31 年）4 月、静岡缶詰協会はその使用する缶詰調理工の初給賃金について協定を締結。効果としては、労働者の賃金が全体的に上昇したこと、優秀な労働力を確保することが容易になったこと、業者の協同意識が高まったことなどが挙げられる。一方で、全労働者を対象としていないこと等の問題点もあった。

●『資料労働運動史 昭和 34 年』労働省編

労務行政研究所発行（1961 年 1 月）【R366.621/shi/59】

毎年、その年の 1 月から 12 月までの日本の労働運動について収録する資料集。

昭和 34 年は、前年下期以降における日本経済の急激な拡大により、賃金・一時金などをめぐる紛争は比較的平穏に推移するとともに、その妥結額は前年を上回った。また、労働運動の方針をめぐり、労働組合組織に動揺分裂の兆しが現れた年でもあった。この間に最低賃金法、中小企業退職金共済法が成立。

第 12 章の「最低賃金制をめぐる諸問題」では、当時の政府案に対する主要労組の態度、総評や全労の対策について客観的に叙述。

巻頭に 4 月 7 日衆議院本会議での「最低賃金法」が成立した瞬間の写真を掲載。

●『最低賃金法三〇年の歩み』労働省労働基準局賃金時間部編著

日本労働協会発行（1989 年 7 月）【366.15/sai】

平成元年（1989 年）は最低賃金法が成立してから三十年の節目に当たり、この図書は三十周年記念事業の一つとして発行された。

第一部は労働省関連の人物 18 名による寄稿「最低賃金を語る」、第二部は最低賃金法の歴史をコンパクトにまとめた「最低賃金法三〇年の歩み」、第三部は座談会。

最低賃金法が 1959 年(昭和 34 年)4 月 15 日に公布された後、中央最低賃金審議会が

整備され、各都道府県労働基準局においても地方最低賃金審議会の発足が進められたが、足並みはなかなか揃わなかった。その間に業者間協定を実施している業者団体の中から、最低賃金法に基づく決定申請の動きが見られた。

最低賃金法に基づく最低賃金の第一号は、1959 年(昭和 34 年)8 月に決定された「静岡県缶詰製造業最低賃金」であった。

静岡缶詰協会は翌 1960 年(昭和 35 年)に石田博英労働大臣から感謝状を贈られたことを記念し、同年 12 月に「最低賃金全国第一号記念碑」を建立した。この記念碑と感謝状は 2023 年(令和 5 年)に「法定最低賃金全国第一号の記録」として労働遺産に認定されている。

p. 126 に「最低賃金全国第一号記念碑」の写真が掲載されている。

●『最低賃金法解説』堀秀夫著

労働法令協会発行（1959 年 5 月）【366. 44/sai】

終戦後、労働組合法、労働関係調整法、労働基準法等の労働法制が相次いで制定施行されたが、最低賃金法だけが遅れて昭和 34 年に成立し、当時の労働事務次官・中西実はこのについて「はじめて我が国の労働法制は画竜点睛を見て整備した」と述べている。

最低賃金制の各国（オーストラリア、イギリス、アメリカ、フランス）の実情とその国際的發展を概観し、日本の最低賃金法制定までの諸情勢と経緯について叙述、法

律の逐条解説を行う。

●『改正最低賃金法の詳解』村上茂利著

労働法令協会発行（1968 年 10 月）【366.44/kai】

1959 年（昭和 34 年）に最低賃金法は成立したが、その後の経済発展に伴い、最低賃金制のより効果的な運営を図る必要が生じてきた、と著者は述べている。

1965 年（昭和 40 年）から中央最低賃金審議会にて最低賃金制のあり方について検討が行われ、1967 年（昭和 42 年）に答申が提出され、これに基づいて、業者間協定に基づく最低賃金の決定方式を廃止し、最低賃金審議会の調査審議に基づく決定方式を中心とすることとする法改正が行われた。

最低賃金制の意義と内容、諸外国の最低賃金制の分析、旧法の制定・施行の経緯と法改正までの動きについて説明するとともに、改正部分を含む最低賃金法全般にわたる解説を行う。

学術研究書のご紹介

●『最低賃金改革：日本の働き方をいかに変えるか』

大竹文雄・川口大司・鶴光太郎編著

日本評論社発行（2013 年 7 月）【366. 44/sai】

日本において最低賃金が労働・賃金政策として脚光を浴びるようになったのは、格差問題が社会・政治問題化した 2006～2007 年頃からのことである。

2007 年には最低賃金法改正が成立。

あまり注目されることのなかった最低賃金研究であったが、そんな中で以前から研究を続けていた中心的な学者グループによって描き出されたのが本書であり、政策提言書となっている。

●『最低賃金と最低生活保障の法規制』神吉知郁子著

信山社発行（2011 年 12 月）【366. 44/sai】

比較法的考察という手法により、日本の最低賃金制度と最低生活保障に関連する社会保障・税制度の基本的な論点を明らかにする。比較対象国としたのはイギリス、アメリカ、オーストラリア、フランス、ドイツ、オランダ。

著者の神吉知郁子（かんきちかこ）氏は現在、東京大学大学院法学政治学研究科
准教授。

〈参考年表〉 最低賃金制度の変遷

元号年月	西暦	事項	内容	資料
大正8年8月	1919年	大日本労働総同盟友愛会が開催した大会で最低賃金制の確立を要求	友愛会の主張20項目のうちのひとつが「最低賃金制度の確立」	①
大正9年5月	1920年	第一回メーデー	スローガン「失業防止、治警撤廃、最低賃金」	②
昭和3年6月	1928年	ILO条約採択	「最低賃金制度の創設に関する条約」第26号）採択	
昭和14年4月	1939年	賃金統制令制定	軍需産業活況により、未経験労働者の賃金が高騰化したため、賃金の上限を定めることを主目的とした。	
昭和15年10月	1940年	改正賃金統制令	常時10人以上の労働者を雇用する雇用主は賃金規則を作成し、地方長官に報告する。生活必需品高騰に伴う労働者の生活不安を除くことが目的。	
昭和22年3月	1947年	労働基準法成立	「行政省庁は、必要であると認める場合においては、一定の事業又は職業に従事する労働者について最低賃金を定めることができる」（第28条）	
昭和25年11月	1950年	中央賃金審議会設置	公労使各5名。公益委員に有沢広巳、中山伊知郎ら、労働側委員には太田薫、滝田実、高野実ら。	
昭和29年5月	1954年	中央賃金審議会答申	「最低賃金制に関する基本方針」を提出。→実現せず。	
昭和31年4月	1956年	静岡缶詰協会「初給賃金協定」締結	缶詰調理工の初給賃金に関する協定。	③
昭和32年2月	1957年	労働問題懇談会答申	「最低賃金に関する意見書」提出。法制による最低賃金制は中央賃金審査会で議論し、労働条件向上のために業者間協定を実施すべきという意見がまとまる。	
昭和32年7月	1957年	中央賃金審議会、法制による最低賃金制についての議論開始	公労使各5名。会長は中山伊知郎。	
昭和32年12月	1957年	中央最低賃金審議会答申	「最低賃金制に関する答申」提出。「業種、職種、地域別にそれぞれの実態に応じて最低賃金制を実施し、これを漸次拡大していくべき」。	
昭和34年4月	1959年	最低賃金法制定	「業者間協定による最低賃金」「業者間協定による地域的最低賃金」「労働協約による地域的最低賃金」を原則とし、これらが困難なときに一定の事業、職業、地域の労働者についての最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金という規定となった。	④
昭和34年8月	1959年	最低賃金法に基づく最低賃金第一号として、静岡県缶詰製造業の最低賃金が決定 ※写真「最低賃金第一号記念碑」展示あり	静岡缶詰協会及び焼津水産加工協同組合連合会から静岡労働基準局長宛あてに業者間協定に基づく最低賃金の申請がなされ、「静岡県缶詰製造業最低賃金」及び「焼津地区水産加工業最低賃金」が決定、公示された。日本で初めての最低賃金法に基づく最低賃金となった。	⑤
昭和36年	1961年	最低賃金制普及計画	適用労働者数を250万人とするよう、計画的に普及拡大。業者間協定方式が中心。3年計画。	
昭和39年	1964年	最低賃金制推進計画	中央賃金審議会の選定した重点的対象（88業種）を中心として約510万人の中小企業労働者に目安に適合した最低賃金の適用を図る。3年計画。	

昭和43年5月	1968年	最低賃金法改正案成立	業者間協定方式廃止。労働大臣又は都道府県労働基準局長が必要と認めるときに審議会方式により最低賃金を決定できることになった。	⑥
昭和51年1月	1976年	47都道府県すべてで地域別最低賃金が決定		
昭和56年7月	1981年	中央最低賃金審議会答申	「最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について」答申→地域別最低賃金が定着したため、今後の産業別最低賃金は労働協約に基づくものか事業の公正競争を確保するための小くくりのものに限定すべき。	
昭和61年2月	1986年	中央最低賃金審議会答申	旧産業別最低賃金の廃止と、新産業別最低賃金への転換を段階的に実施する。	
平成15年12月	2003年	総合規制改革会議が産業別最低賃金制度の見直しを要求	総合規制改革会議は経済界10名、学者5名で構成。議長は宮内義彦。	
平成16年9月	2004年	厚生労働省が「最低賃金のあり方に関する研究会」を開催	学識者8名による研究会。座長は樋口美雄。	
平成19年2月	2007年	格差社会間が拡大し、「生産性向上と最低賃金引上げ」が政策目標となり、官民からなる「成長力底上げ戦略推進円卓会議」が設置される	円卓会議は経営側4名、労働側3名、公益5名で構成。議長は樋口美雄。	
平成19年11月	2007年	改正最低賃金法成立	地域別最低賃金は、国内の各地域ごとに、すべての労働者に適用される地域別最低賃金を決定しなければならないものとする（必要的設定）。違反に係る罰則を強化。産業別最低賃金についてはその法的効力を大きく変更。労働協約拡張方式は廃止。施行は2008年7月。	
令和7年8月	2025年	中央最低賃金審議会は8月4日、2025年度の最低賃金の目安を全国の加重平均で時給1118円にすることで決着。昨年度から63円の引き上げとなり、過去最大の増加幅となる。（日本経済新聞より） ※中央最低賃金審議会会長は労働政策研究・研修機構 理事長・藤村博之。	最低賃金の額は年々上昇し、その傾向はリーマン・ショックや東日本大震災などの経済危機の時期も変わらなかった。2021年度以降は、政府の賃上げの政策方針もあり、大幅な増額改定が行われてきている。最低賃金で労働する者が増加し、最低賃金額が賃金決定に直接的に影響するようになり、その改定は企業経営における人件費の増大をもたらしつつある。とりわけ中小企業を中心にこれを懸念する声があるが、他方で、物価上昇への対策として積極的に評価する意見もある。	⑦

【参考資料】『日本の労働法政策 / 濱口桂一郎著』

『最低賃金法三〇年の歩み / 労働省労働基準局賃金時間部編著』

厚生労働省HP「最低賃金制度の変遷」<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/01/s0107-2d.html>

第 2 展示：「最低賃金」関連資料のご紹介

ー機構成果物・雑誌記事よりー

労働政策研究・研修機構（JILPT）は、厚生労働省の労働政策の企画立案及び推進に資する質の高いものに重点化した調査研究を実施し、研究成果物等を公開している。JILPT の HP「<https://www.jil.go.jp/tokusyu/chingin/index.html>」の「賃金・賃上げ等に関する調査研究成果等」には、JILPT の 2017 年度以降の調査研究成果、統計情報等（PDF 全文）が掲載されている。

ここでは、その中から最低賃金に関する資料と、当機構研究者による最低賃金関連雑誌記事をご紹介します。

尚、2019 年から厚生労働省中央最低賃金審議会会長を務めているのは、当機構の藤村博之理事長。

● 「最低賃金の引き上げと最低賃金審議会の役割 / 藤村博之著」

(特集 最低賃金を考える：その現状と今後の課題)

「労働調査」 467 号 (2008 年 8 月号) p. 4-9

最低賃金の決定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大幅に改正された最低賃金法が 2008 年 7 月 1 日から施行。

中央最低賃金審議会公益委員として 2008 年の地域別最低賃金審議の際に考慮した 3 つの点「生活保護との整合性」「成長力底上げ戦略推進円卓会議の合意」「2008 年の賃金引き上げ実態」について解説し、「労働需要と供給の綱引きを見ながら最適な水準をさがしていくことが、中央と地方の最低賃金審議会の責務」と述べている。

2008 年当時、著者は法政大学大学院教授。

● 「最低賃金制度の現状と課題 / 藤村博之著」

(特集 最低賃金の今)

「労働調査」 544 号 (2015 年 8 月号) p. 4-9

改正最低賃金法施行から 7 年を経た 2014 年、生活保護の支給額との逆転現象は解消したが、地域別最低賃金の地域間格差は拡大。日本の最低賃金は国際的に見て低い水準だという議論もある中、最低賃金制度の課題を考える特集。

著者は課題とされる「水準の引き上げ」のために企業の支払い能力を高めることや、

「地域間格差の縮小」のための方策を考える必要性と最低賃金の重要性を説く。

● 「最低賃金はどこへ行くのか：「最低賃金制度のあり方に関する

研究報告」をめぐって / 荻野登著」

「賃金事情」2479号（2005年7月5日号）p.39-43

2005年当時、学識者で構成する厚生労働省の「最低賃金制度のあり方に関する研究会」は、最低賃金見直しの必要性を提言する報告書を発表した。研究会座長は樋口美雄氏（労働政策研究・研修機構 元理事長）。

最大の焦点は、産業別最低賃金の存廃であった。経済界が「産別最賃廃止」で一致する一方、労働側は「産別最賃制度の継承・発展」を求める姿勢を強めている。労使間の溝は深かった。

著者は労働政策研究・研修機構の荻野登氏。

● 「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」結果

—2021～2023 年度の連続パネル調査を通じて—

(JILPT 調査シリーズ No. 255)

(労働政策研究・研修機構、2025 年 5 月)【C60.81/jir/ 255】

● 「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」結果

—2021・2022 年度の連続パネル調査を通じて—

(JILPT 調査シリーズ No. 246)

(労働政策研究・研修機構、2024 年 10 月)【C60.81/jir/246】

厚生労働省労働基準局賃金課からの研究要請に基づき、地域別最低賃金の引上げ等が中小企業・小規模事業者にあぼす影響や対応状況等について把握するため、3 年連続で JILPT が企業アンケート調査を実施。

調査対象は従業員規模 1～299 人の企業 20,000 社（官公営、非営利法人除く）。2021 年度、2022 年度は調査シリーズ No. 246、2023 年度は調査シリーズ No. 255 として調査結果をまとめた。

2023 年調査結果では、全有効回答企業（n=8,206 社）に、最低賃金の引上げに対処するために 2023 年に経営や雇用・賃金面で取り組んだことがあったか尋ねると、42.7%が「取り組んだことがあった」と回答。

また、パート・アルバイトと呼ばれる者がいる企業（n=3,712 社）で、パート・アルバイトの賃金決定時の考慮要素（複数回答）についてみると「地域別最低賃金」

(51.1%) が半数を超え、正社員の「地域別最低賃金」と比較して 30 ポイント以上上回った。これに、「職務（役割）」(35.3%) や「経験年数」(32.8%) などが続くが、「地域別最低賃金」に) 15 ポイント以上の差をつけている。

●2007 年の最低賃金法改正後の労働者の賃金の状況

(JILPT 資料シリーズ No. 177)

(労働政策研究・研修機構、2016 年 5 月)【C60.81/jir/177】

2007 年の最低賃金法の改正後、労働者の賃金にどのような影響を与えていたかについてまとめられている。

第 1 章では、地域別最低賃金と低賃金労働者の分布について、賃金分布、最低賃金額との乖離額・乖離率、地域別や属性別の未満率の状況を明らかにし、第 2 章では、最低賃金の引き上げによる賃金の引き上げ効果について分析している。

●最低賃金と企業行動に関する調査

ー結果の概要と雇用への影響に関する分析ー

(JILPT 調査シリーズ No. 108)

(労働政策研究・研修機構、2013 年 3 月)【C60.81/jir/108】

地域別最低賃金の大幅な引上げが地域の雇用と経済に与えた影響について明らかにするため、全国 22,000 の中小企業に対してアンケートを実施。その調査結果をとりまとめた。

アンケート調査の結果を紹介するとともに、企業で最も低い賃金と平成 22 年度地域別最低賃金額との乖離幅に着目した独自の分析等も行っており、最低賃金に関する検討に資する情報を提供している。

●目安審議がスタート：昨年度上回る引上げ焦点 中賃審

労働新聞 令和 7 年 8 月 4 日 第 3507 号 p.1

2025 年 7 月 11 日、2025 年度の地域別最低賃金の目安に関する議論が開始された。
例年 7 月末～8 月初め頃に目安が示される。

写真：写真は諮問文を手交する鰐淵洋子厚生労働副大臣と中央最低賃金審議会・藤村博之会長。

第3展示：“特殊コレクション”で見る最低賃金関連資料

三つの特殊コレクションから、最低賃金に関連する資料を展示する。

「清水慎三氏寄贈資料」

「高野実氏寄贈資料」

「総評（日本労働組合総評議会）資料」

●清水慎三氏寄贈資料

SS3102 最低賃金関係（社会党政策審議会）1956-57

特殊コレクション「清水慎三氏寄贈資料」、SS3102「最低賃金関係（日本社会党政策審議会）1956～1957」では、以下の資料3点を見ることができる。

3102-1 「最低賃金法及び金融公庫法要綱案（三一・一・二〇）」

3102-2 「最低賃金関係参考資料：最低賃金法の適用人員と企業負担について
昭和32年2月20日」

3102-3 「最低賃金関係参考資料（二）：最低賃金 8,000 円の生活費よりみた根拠に

ついて 昭和 32 年 3 月 15 日」

日本社会党は 1957 年 2 月 26 日、「最低賃金法案」を国会に提出。（参考資料：『日本労働年鑑 第 31 集：1959 年版』 p325） 上記資料 3 点はその前後に作成された関連資料と思われる。

日本社会党の「最低賃金法案要綱」は、『理論と政策』（日本社会党政策審議会編 1965 年 3 月発行 当館請求記号：F02/rir）の p434-436 に掲載がある。

●高野実氏寄贈資料

V-F-07 中央賃金審議会 1950

高野実氏は、1950 年に中央賃金審議会が設置された当初から 1951 年頃まで、労働者代表委員 5 名のうちの 1 名であった。

特殊コレクション「高野実氏寄贈資料」、V-F-07～V-F-11 の 5 ファイルには、委員在任期間中と、その後に高野実氏が受け取った中央賃金審議会各種資料（1950 年～1954 年）が収蔵されている。

労働省が行った各調査報告書が、最低賃金制度議論の参考資料として提出されている他、ファイル V-F-07 冒頭には「中央賃金審議会委員 任命書」原本を確認することができる。

●総評(日本労働組合総評議会)資料

VI 春闘・春闘共闘委員会関係 - 最低賃金関係

特殊コレクション「総評(日本労働組合総評議会)資料」中、「VI 春闘・春闘共闘委員会関係」には、総評本部、加盟各労組が発行した最低賃金関係の教宣資料が4冊に製本されている。

F-1165 「最低賃金闘争教宣資料集(昭和39年-47年) 1964-1972」

F-1166 「最低賃金闘争教宣資料集(2) 1973-1980」

F-1167 「最賃闘争資料集」

F-1168 「最低賃金闘争プロジェクト速記録 1976-1983」

2026 年 1 月 23 日 発行

労働政策研究・研修機構 労働図書館